第187回都市計画審議会の結果について

１．開催日時　　令和８年 10 月 22 日（木曜日）14：00～16：30

２．開催場所　　滋賀県危機管理センター　１階大会議室
（大津市京町四丁目１番１号）

３．委員（〇は出席委員）

・学識経験のある者

〇岡井	有佳（会長）	立命館大学理工学部教授
須藤	陽子	立命館大学法学部教授
〇清水	万由子	龍谷大学政策学部教授
山田	和代	滋賀大学経済学部教授
〇阿部	俊彦	立命館大学理工学部教授
〇豊嶋	尚子	NPO 法人食と農の研究所研究員
〇岡澤	則子	大津商工会議所女性会顧問
〇福井	亘	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
荒木	裕子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
〇谷内	久美子	公益財団法人公害地域再生センター研究員
中嶋	節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
松本	しのぶ	京都光華女子大学こども教育学部准教授
〇金子	博美	公益社団法人びわ湖大津観光協会副会長

・関係行政機関の職員

〇有利	浩一郎（代理）	近畿財務局長
〇志知	雄一（代理）	近畿農政局長
〇武田	家明（代理）	近畿経済産業局長
長﨑	敏志	近畿運輸局長
〇小林	賢太郎（代理）	近畿地方整備局長
〇松下	和彦（代理）	滋賀県警察本部長
〇野村	早苗	滋賀県教育委員

・市町村長を代表する者

竹村	健	栗東市長
〇伊藤	定勉	豊郷町長

・県議会の議員

〇田中	英樹	滋賀県議会議員
〇小河	文人	滋賀県議会議員
桑野	仁	滋賀県議会議員
〇川島	隆二	滋賀県議会議員
〇田中	松太郎	滋賀県議会議員
〇今江	政彦	滋賀県議会議員

・市町村の議会の議長を代表する者

〇川口	正徳	滋賀県市議会議長会会長
〇杉浦	和人	滋賀県町村議会議長会会長

出席委員数　　30 名中 22 名

４．議決の内容

番号	件名	決定権者	概要	議決
１	会長の選出について	－	滋賀県都市計画審議会会長を選出する。	－
２	甲賀都市計画一団地の官公庁施設の変更について	県	水口町宮の下一団地の官公庁施設は、官公庁の集約化による公務の効率化と公衆の利便性の増進、土地の有効利用を図ることを目的として、昭和 52 年に都市計画決定された。 今回、平成 16 年の合併等による施設管理者の変更、施設の老朽化に伴う改築による施設規模の変更、官公庁施設の一部民営化、公共職業安定所の配置の見直し等のため、また、計画書の配置の方針の建築物の記載内容について、各施設の配置区域と管理者の記載内容を修正するため、変更を行う。	原案に同意する。
３	甲賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	県	本都市計画区域の都市の発展の動向、人口および産業の現状ならびに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更する。	原案に同意する。
４	信楽高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	県	本都市計画区域の都市の発展の動向、人口および産業の現状ならびに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更する。	原案に同意する。
５	土山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	県	本都市計画区域の都市の発展の動向、人口および産業の現状ならびに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明	原案に同意する。

			確にするため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更する。	
6	甲賀都市計画区域区分の変更について	県	都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、拠点連携型都市構造の実現を図る一方、本区域における人口動態や産業の伸びに対応する必要最小限の市街化区域拡大となるよう努め、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更する。 「甲賀鳥居野・大原中地区」、「水口町牛飼地区」については、については、工業施設、商業施設の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、「水口町北脇地区」については、すでに市街地を形成しているため、それぞれ市街化区域への編入を行う。	原案に同意する。
7	近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	県	本都市計画区域の都市の発展の動向、人口および産業の現状ならびに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更する。	原案に同意する。
8	湖東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	県	本都市計画区域の都市の発展の動向、人口および産業の現状ならびに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更する。	原案に同意する。
9	近江八幡八日市都市計画区域区分の変更について	県	都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、拠点連携型都市構造の実現を図る一方、本区域における人口動態や産業の伸びに対応する必要最小限の市街化区域拡大となるよう	原案に同意する。

			努め、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更する。近江八幡市の「安土町常楽寺地区」、「土田町Ａ地区」、「小船木町地区」、「若宮町地」、「西本郷町地区」および「土田町Ｂ地区」、東近江市の「中小路・妙法寺町地区」、「神郷・種町地区」および「大塚・蒲生寺町地区」、日野町の「松尾鳥居平地区」、「内池地区」および「野出地区」ならびに竜王町の「中心核地区」、「小口地区」および「岡屋地区」については、住宅施設、商業施設または工業施設などの計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、それぞれ市街化区域への編入を行います。 東近江市の「鈴・蒲生大森町地区」については、計画的な市街地整備を予定しておりますが、滋賀県環境影響評価条例の対象事業規模の計画であることから、今後、市街地整備の見通しが明らかとなった段階で市街化区域に編入する特定保留区域とします。 近江八幡市の「池田本町地区」および「上田町地区」については、現況の地形地物等に合わせた境界調整を行うものです。 また、東近江市の「五個荘小幡町地区」については、計画的な市街地整備の見通しがないことから、市街化調整区域に編入して保全を図ります。	